

○内閣府令第
経済産業省 号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十一条第四項並びに第五十二条第一項、第二項及び第五項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

財務大臣 片山さつき

経済産業大臣 赤澤 亮正

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規

定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

名 出 総	名 出 価
別紙様式第 1 号 (第 81 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4) 中 間 業 務 報 告 書 第 期 中 (年 月 日から 年 月 日まで) 株式会社 商工組合中央金庫 年 月 日 殿 住 所 株式会社 商工組合中央金庫 代表取締役 氏 名 年 月 日 から 年 月 日 までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 [第 1 ～第 8 略] (記載上の注意) [1 ～ 8 略] 第 1 [略] 第 2 第 期 中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表 [表略] (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 [(1)～(7) 略] (8) 当中間会計期間に係る有価証券の減損処理に基づく評価損に関し、 切放し法を適用した場合には、その旨を注記すること。 <u>(9)～(21)</u> [略] [2 ～ 5 略] [第 3 ～第 8 略]	別紙様式第 1 号 (第 81 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4) 中 間 業 務 報 告 書 第 期 中 (年 月 日から 年 月 日まで) 株式会社 商工組合中央金庫 年 月 日 殿 住 所 株式会社 商工組合中央金庫 代表取締役 氏 名 年 月 日 から 年 月 日 までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 [第 1 ～第 8 同左] (記載上の注意) [1 ～ 8 同左] 第 1 [同左] 第 2 第 期 中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表 [同左] (記載上の注意) 1 [同左] [(1)～(7) 同左] [加える。] <u>(8)～(20)</u> [同左] [2 ～ 5 同左] [第 3 ～第 8 同左]

(日本産業規格A4)

中間連結業務報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所
株式会社 商工組合中央金庫
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

第1 [略]

第2 中間連結財務諸表

1 [略]

2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について
は、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)～(6) 略]

[(7) 当中間連結会計期間に係る有価証券の減損処理に基づく評価損に関

し、切放し法を適用した場合には、その旨を注記すること。

[(8)～(19) [略]

(日本産業規格A4)

中間連結業務報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所
株式会社 商工組合中央金庫
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

第1 [同左]

第2 中間連結財務諸表

1 [同左]

2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

[(1)～(6) 同左]

[加える。]

[(7)～(19) [同左]

[2～5 略]	[3～5 略]	別紙様式第5号 (第82条第1項及び第6項関係)	第1 第 期 中 間 決 算 公 告 年 月 日	住所 株式会社 商工組合中央金庫 代表取締役又は代表執行役 氏 名	(記載上の注意) [略]	中間貸借対照表 (年 月 日現在)	[表略] (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 [(1)～(7) 略] <u>[8]</u> 当中間会計期間に係る有価証券の減損処理に基づく評価損に関し、切 放し法を適用した場合には、その旨を注記すること。 <u>[9)～(22)</u> [略] [2～5 略]	中間損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)	[略] 第2 [略]	別紙様式第7号 (第82条第2項及び第6項関係)	第1 第 期 中 間 決 算 公 告 年 月 日	住所 株式会社 商工組合中央金庫
[2～5 同左]	[3～5 同左]	別紙様式第5号 (第82条第1項及び第6項関係)	第1 第 期 中 間 決 算 公 告 年 月 日	住所 株式会社 商工組合中央金庫 代表取締役又は代表執行役 氏 名	(記載上の注意) [同左]	中間貸借対照表 (年 月 日現在)	[同左] (記載上の注意) 1 [同左] [(1)～(7) 同左] [加える。] <u>[8)～(21)</u> [同左] [2～5 同左]	中間損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)	[同左] 第2 [同左]	別紙様式第7号 (第82条第2項及び第6項関係)	第1 第 期 中 間 決 算 公 告 年 月 日	住所 株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役又は代表執行役 氏 名	代表取締役又は代表執行役 氏 名
(記載上の注意) [1 ～ 3 略] 中間連結貸借対照表 (年 月 日現在) [表略] (記載上の注意) 1 [略] 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 [(1)～(6) 略] <u>(7)</u> 当中間連結会計期間に係る有価証券の減損処理に基づく評価損に關し、切放し法を適用した場合には、その旨を注記すること。 <u>(8)～(20)</u> [略] [3 ～ 6 略] 中間連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) [略] 中間連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) [略] 第 2 [略]	(記載上の注意) [1 ～ 3 同左] 中間連結貸借対照表 (年 月 日現在) [同左] (記載上の注意) 1 [同左] 2 [同左] [(1)～(6) 同左] [加える。] <u>(7)～(19)</u> [同左] [3 ～ 6 同左] 中間連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) [同左] 中間連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) [同左] 第 2 [同左]
備考 表中の「」の記号は本誌のものを示す。	

附 則

（施行期日）

- 1 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式第一号、別紙様式第三号、別紙様式第五号及び別紙様式第七号は、令和八年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る書類については、なお従前の例による。